

不法投棄は重大な犯罪です



不法投棄を見かけた方は

不法投棄者の特徴や車両のナンバー、場所、種類などを通報してください。不法投棄された廃棄物は現状のまま通報してください。

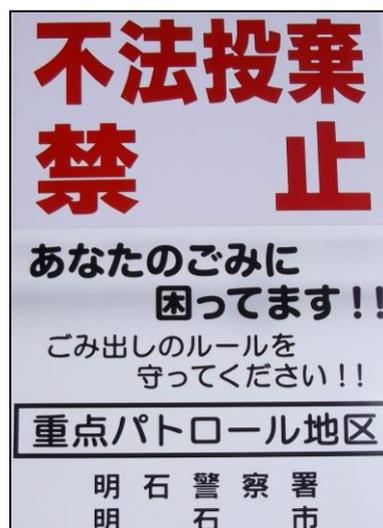
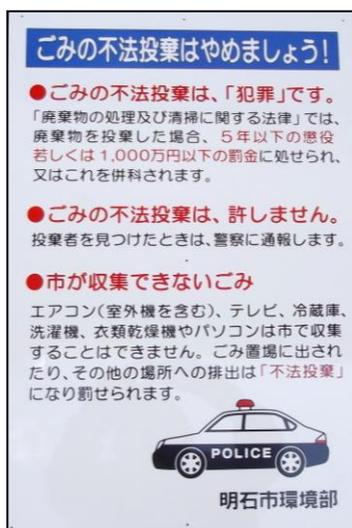
また、ごみステーションに、指定日以外に排出したり、収集できないもの（事業系ごみ・家電リサイクル対象製品・パソコン・処理困難物及び危険物・申込のない粗大ごみ・一時多量ごみ等）を排出しても、不法投棄となり法律により罰せられます。【5年以下の懲役、もしくは1,000万円（法人の場合は3億円まで加重されることがあります）以下の罰金またはその両方が科せられます】

明石警察署生活安全課 Tel 078-922-0110

明石市役所収集事業課 Tel 078-918-5780

24時間FAX受付【様式】 FAX 078-918-5781





<不法投棄啓発看板一例>

不法投棄パトロールを実施しています

日本郵便株式会社明石支店・明石西支店と明石市は、「廃棄物の不法投棄対策に関する協定」を締結しています。

内容は、不法投棄の発見と通報及び、不法投棄防止活動の普及啓発に関する協力した取組を実施するための協定で、日本郵便会社の職員が業務中に発見した不法投棄の通報を行うとともに業務車両に「不法投棄パトロール隊」のステッカーを貼付して、不法投棄監視のPRを行っています。



土地・建物の所有者または管理者の皆様へ

土地・建物の所有者または管理者は、その場所の清潔を保つよう努めるとともに、廃棄物が捨てられた時は、その廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません。

日ごろから、みだりに人が立ち入れないように囲いを設ける、定期的な草刈りや清掃を実施するなど、土地の管理には十分な注意を心がけてください。